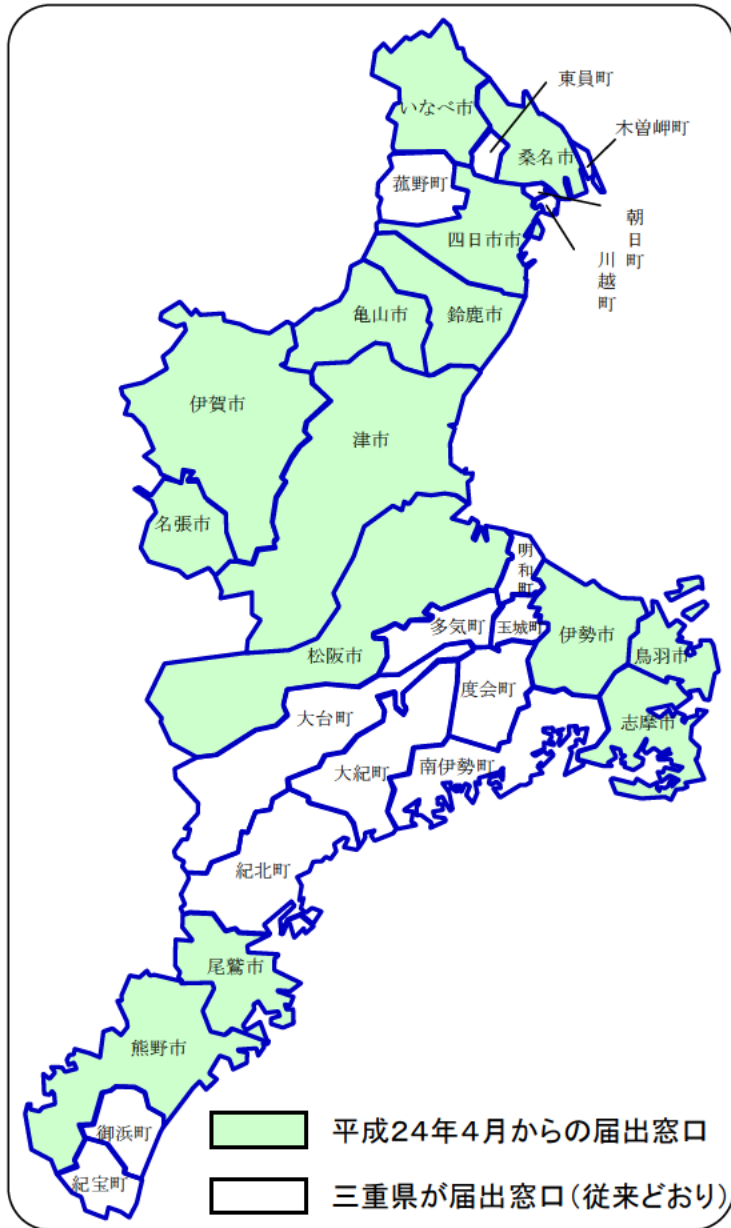


工場立地法の届出窓口が変わりました



●平成24年4月1日から、以下の14市が工場立地法の届出窓口となっています。

●届出等の窓口は、工場が所在する市町をご確認のうえ、以下の連絡先をお願いします。

<工場立地法担当課連絡先>

(H25.4.1~)

	自治体名	担当課	連絡先
工場立地法届出窓口	津市	商工観光部 工業振興課 商工観光部 企業誘致室	059 244 1760 059 244 1761
	四日市市	商工農水部 工業振興課	059 354 8178
	伊勢市	産業観光部 産業支援課	0596 21 5633
	松阪市	まちづくり交流部 企業連携誘致推進室	0598 53 4366
	桑名市	経済環境部 商工課	0594 24 1199
	鈴鹿市	産業振興部 産業政策課	059 382 9045
	名張市	産業部 商工経済室	0595 63 7824
	尾鷲市	商工観光推進課	0597 23 8215
	亀山市	環境産業部 商工業振興室	0595 84 5049
	鳥羽市	農水商工課	0599 25 1156
	熊野市	水産・商工振興課・商工業振興係	0597 89 4111(内線472)
	いなべ市	都市整備部 都市整備課	0594 74 5812
	志摩市	企画部 まちづくり課	0599 44 0208
	伊賀市	産業振興部 商工労働観光課	0595 43 2306

※上記以外の町に所在する工場は従来どおり三重県が窓口となります。

三重県雇用経済部企業誘致推進課事業環境班	059 224 2024
----------------------	--------------